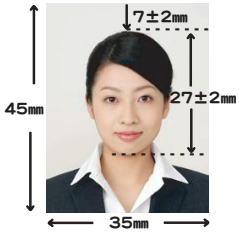
小型船舶操縦士免許　再交付・記載変更の流れ

①申込手続き

	再交付 更新期間に入っていない現在有効な免許証を紛失した場合	記載変更 住所・氏名等の変更
1 右記の書類を用意する	写真付の身分証明書のコピーを1通 1枚　縮尺=等倍　紙サイズ=A4 自動車運転免許証やパスポート等	小型船舶免許証の原本
2 証明写真を2枚用意する ① 写真サイズ　タテ45㎜×ヨコ35㎜ ② 顔サイズ　25～29㎜ ③ 頭の上の空き5～9㎜ ④ 頭が中央であること ⑤ 無背景・脱帽であること	 以下の写真は不適切です。 幅が広いヘアバンドや大きいリボン等で目立つもの メガネによって目もとがはっきりしないもの 髪の毛で目が隠れているもの 顔に包帯やマスクを付けたもの 写真の状況によっては再度撮影が必要になる場合が多くありますのでご注意ください。	
3 住民票を用意する 個人の住民票(本籍が明記されていること) 講習希望日の6か月以内に発行されたもの 現在の免許証の住所から、現住所までが確認できる住民票	記載事項に変更がある場合のみ 住民票を1通	住民票を1通
4 「顛末書」に記入する	記入する	不要
5 費用のお振込み 該当する費用をお振込みください。 (お振込み手数料は受講者負担となります。) 【　お振込先　】 群馬銀行 新町支店 普通口座 0856372 群馬ボートライセンススクール　代表 籠島真二 (ｸﾞﾝﾏﾎﾞｰﾄﾗｲｾﾝｽｽｸｰﾙ　ﾀﾞｲﾋｮｳ ｶｺﾞｼﾏｼﾝｼﾞ)	￥10000	￥10000
6 必要書類を郵送する	① 写真付身分証明書のコピー1通 ② 証明写真　2枚 ③「顛末書」 ④ 免許証の記載事項に変更がある場合 住民票　1通	① 小型船舶免許　原本 ② 証明写真　2枚 ③ 住民票　1通

②Newライセンス交付

書類と入金確認後、5～10日後、書留にて郵送でお送りします。

〒370-1301 群馬県高崎市新町1393-11

群馬ボートライセンススクール

http://gbls.jp

群馬ボートライセンススクール

お問い合わせはwebよりお願いします。

お振込み頂いたご入金は返金ができないことになっていますので、ご注意ください。

海技免状（操縦免許証）滅失顛末書

下記のとおり海技免状（操縦免許証）を滅失したので、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第12条第4項（第88条第4項）の規定により届出をします。
万一、滅失した下記海技免状（操縦免許証）を、後日発見したときは、直ちに返納いたします。

平成　　年　　月　　日

関東運輸局長　殿

氏名	
生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日生
本籍の都道府県名	
現住所	
電話番号	（　　）

（代理する者）

氏名	渡辺　治夫
住所	神奈川県横浜市中区海岸通1-1
電話番号	045-201-1208

記

1、海技免状（操縦免許証）の種類　　級（　小型　・航海・機関・内燃・通信・電子通信）

2、海技免状（操縦免許証）の番号

3、滅失事由とその状況（該当する番号に○をつけ、必要事項を記入してください。）

①　海中に落とした　場所：
　　時期：

②　盗難にあった　場所：
　　時期：

③　紛失した　場所：
　　時期：

④　誤って捨てた　保管していた場所：
　　見当たらなくなった時期：

⑤　その他（滅失の場所、時期等を含めて具体的に記入してください。）

官庁記事欄	□	自動車運転免許証
	□	写真付住基カード
	□	船員手帳
	□	パスポート
	□	その他